

金銀錢類典

第十一  
金銀錢 上

庫文閣内			
八	三		和
函	三		
	三		
一	二	九	書
五	冊	號	類
架			

内閣文庫	
番號	和 33319
冊數	122(112)
函號	180 74



金銀券上

慶長十一年七月廿三日

定

下徳正佐倉と東下松と志のみ海に

き不仕但し事一海のき海新悪海ハ

撰了事

石依相りしと也先相りし付龍若若自於遠

守中守中守中守中守中守中守中守中守中守中

慶長十一年七月廿三日

對令る也  
大物介  
備前守

正濟宗廣

# 説明ターゲット

表紙の裏は糊付けの為、  
撮影不可能

元和二年辰年五月十日

悪後為る正札

定

一 大クナ

一 己れ後

一 切られ

一 古後後

一 新悪後

一 古後後

右六條之系ハ云々也

以今字主之方小云々也

之云々也

是云々也

云々也

元和二年五月十日

元和二年二月十二日

賞

一 御位賞之身之被賜りし者に於ては  
以て是れ中下ニ據事

一 左京此定のしし今も亦其府に於て又  
し賞賞被賜りし者に於ては

し賞賞被賜りし者に於ては  
後今も此料ししに於ては

右條に於ては此料ししに於ては  
ししに於ては

代官為此料ししに於ては  
者也

元和四年二月十日

寛永二十七年八月廿七日

定

一 錢に賞賞今も亦其府に於て又此定  
事

昔名をたすけりて今も仕り  
おろくも定まらぬ遠きより

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

一 大くけ

一 己道淺

一 如くあり

一 古後淺

一 新淺

一 外より淺

若くは淺くは擧げぬるは若くは擧げぬる

若くは淺くは擧げぬるは若くは擧げぬる

若くは淺くは擧げぬるは若くは擧げぬる

若くは淺くは擧げぬるは若くは擧げぬる

若くは淺くは擧げぬるは若くは擧げぬる

若くは淺くは擧げぬるは若くは擧げぬる

若くは淺くは擧げぬるは若くは擧げぬる

若くは淺くは擧げぬるは若くは擧げぬる

寛永二年八月廿七日

奉行

寛永十三丙子年六月朔日

定

一 寛永之新法并古法を不令子と為し  
只如之文句論を方山と云ふを以て文責  
實差違皆以て之を下のうりとし  
仕ふ所ひも之を以て方より其重責を  
代一倍と料し之を以て之を以て年  
是亦百上を以て之を以て之を以て

為之急一也事

一 大叩けられかた

一 ころ法 新法

外外擇ふ一之に若撰者六法を以て

はりしものありしは之を以て之を以て

或は十日龍念たれど一之を以て

之料 日あり事

一 新法にた若近に改むるは

法に之を以て之を以て之を以て

若遠紀の案有るは之を重奉りて  
一今迄新浅江 経背の上級維有有  
来迄浅江或社或教浅等小と云  
五板奉

一 口頭私伝在りし年貞収納等小と云  
之也之在りし年奉

右條之案一ありし者之仍執達也

一 寛永十三年六月朔日 奉行

寛永十三年六月

浅江不

水戸

仙臺

吉田

松本

高田

長門

備前



豊後

中川門膳願門

一 只今迄取 経實公方より詔方(詔)より  
より名代相法山清より  
向海地山にも此定より金と  
只今又より方より又より拂と  
一 只今迄取

一 寛永の新法中を裁り出はし

一 法清の公名聞之依内情より

三 只今迄取

寛永十四年正月

明暦元乙未年八月二日

法實買之札

定

一 寛永の新銭金子より  
小古二枚より又より賣買差法違背

多しとて言實はよむわくは自丹方  
もまを言し一信為之料をいふ  
可く一年為百文之を丹は後家一刻  
十文之為之志に出る事

一 大くけいしは後 如く紙一は後  
新懸後 勢外不に撰る若撰るの  
西後を抄るはうふ者もくも或は  
も不不之日曝或十日一為龍金之所  
しは料は前より

一 新後之後何事の所よりとては 内人  
一切不に請ふくは遠程く事  
くは之を曲事也

一 新銭言 後身より上も候金と事能  
為無後或は後或後等ふと不  
一五扱す

一 以料私取る事年貢は細事ふと後  
如也是之無不に事也

右の條は是は元禄以来の事也

世傳

明曆元年八月二日

奉行

寛文四甲辰年

貴

一 三百石石四控石止

金五五

錢貫以子秋為未文

買元新換之事

金何為相後新法何如文法在果實也

但主者之月以如之文之在後之

寛文四甲辰年辰月日

知地  
知行  
紙不判

月善を度也大陽書後  
先書  
下  
材紙書門書後

寛文九己酉年三月廿

貴

一新錢手取判取元之半日限去來在書

十八日迄之申

一新錢も在る。後元日限七年九古一  
世百近之事

石名以役人九多石近之方賞二多一也

寛文九年閏三月十日

寛文九年三月廿七日

賞

一 百石以上百九拾石余迄

金五匁

但百石以下百石以下百石以下百石以下

之元國事

一 三百石以上百九拾石余迄

日五匁

但百石以下百石以下百石以下

一 五百石以上百九拾石余迄

日八匁

一 千石以上百九拾石余迄

日拾五匁

一 貳千石以上百九拾石余迄

日拾七匁

一 三千石以上百九拾石余迄

日拾七匁

一 四千石以上百九拾石余迄

日拾七匁

是の多し、賞の優し、不孫知り、十分ハ

不若年事

余幸何有如此一  
新法何如又復  
中亦慮其心之但令  
全其善焉有以爲之  
臣後也

誰但

能行焉

年號月日

雜不判

究不若所事行其  
如月之月也

大陽焉

大以書元

以書院以書元

以小性以書元

新錢書表判元之  
年古廿六日古八日  
近乃系

所事以不古一古  
古新錢實之古古  
古來

月之古古古古  
古古古古古古  
古古古古古古

古古古古古古  
古古古古古古  
古古古古古古

古古

寬文九年酉三月廿日

延寶五年寅年二月

定

一 宣見永く新銭金千子と云ふ旨に文句等  
 其分をきき文又く高賣りより若  
 波遠りより一々宣見は少くも  
 其方より一々宣見は一倍之料と  
 一 出く其之所くは年考之料は百也  
 外家一軒ト換起り二也

一 大くけ くれ浅 かく

若 撰者古浅を押くは不者  
 或之不不之日より一或十日能合  
 一 物浅く多りもの不少くも

遠 往く事あるはさか力由り新浅は  
 或は社殿教浅りも

古後一切九段の金を以て  
 一 陣料紅紙を以て年貢収細未だも  
 定之是不足を遺す  
 一 少くも限賣費一切停止す  
 然れども少くも一と為す  
 一 金銀の世に金銀は金座に在りて  
 其費を以て一と為す  
 一 是れを以て一と為す

石傳く二相も其方若遠月一旗  
 連二之知家科者之何下知也

定宝具二年二月日

元録八七 壬午年十月日

貴

一金銀控下古リ  
 一 以思又近年山人出之金銀も多  
 世より金銀も少く減一

金銀の値は世より人々多し  
たしんとは云

徳行年事

一 金銀の値は世より人々多し  
人々多しは上は下は  
公儀の人々多しは世より人々多し  
一 出づるは附録の事

元禄八年五月廿七日

元禄八年五月廿七日

世見

一 今も金銀の値は世より人々多し  
世より人々多しは上は下は  
公儀の人々多しは世より人々多し  
一 出づるは附録の事  
元禄八年五月廿七日



一合之流河人... 門... 方... 在對... 後... 門...

但古人之流野... 門...

在... 門...

元祿八年五月十九日廿八日

元祿八年五月十日

玉... 門...

在... 門...

城... 門...

以... 門...

元祿九年五月七日九日

豐

此... 門...

不... 門...

中... 門...

新令詔出奉之上其在令詔逐月二為  
停止之旨を以て得て其意を以て承るに  
も亦其旨を以て承るに其旨を以て承るに

元禄九年七月

以上

社書自以老律一切の殿大寺事其殿に列在  
少く之を相与に於て一達を以て入念  
其後其名達を以て其旨を以て承るに

以上

元禄九年七月

今亦其旨を以て令詔出奉るに其旨を以て承るに  
令詔出奉るに其旨を以て承るに其旨を以て承るに  
其旨を以て承るに其旨を以て承るに其旨を以て承るに  
其旨を以て承るに其旨を以て承るに其旨を以て承るに  
其旨を以て承るに其旨を以て承るに其旨を以て承るに  
其旨を以て承るに其旨を以て承るに其旨を以て承るに  
其旨を以て承るに其旨を以て承るに其旨を以て承るに  
其旨を以て承るに其旨を以て承るに其旨を以て承るに

山若院正後身印了了於願也之身ハ  
不中及該親類共可了者也二力畢  
者之

元禄九年七月

元禄十七年四月廿六日

金銀兩通符新入宣紙之引留可也  
以故也此代宣紙紅紙之紙既了了符  
玉遠心也右人宣紙之紙既了了引留

了也了了人宣紙之紙既了了宣紙之紙  
也也今了了也新宣紙之一紙之用也  
以後も右人宣紙之紙既了了新入宣紙  
二用之了了也之紙也若宣紙之  
以了金銀兩通符了了了了了了

元禄十七年四月廿六日

元禄十七年六月廿日

是

一 今更形に立派に或る判出未世月より  
 後迄月自由申す為より山々如く述  
 せざるを存商賣法大極方其序  
 式各判之にも用事し或る判を其方  
 判し申すし積りたるを金中し  
 一 大判小判三方判向陽方未世通年  
 一 仕事

一 亦くお獨り世に似せ金限仕もの如く  
 併人小判し一紙け紙たるをいふも

一 七五料をいひし一之及此種者其下  
 所しをさるるに紙紙小一市身ん熱る  
 金路細工仕ものは之不ふぬを  
 を身おしし疑未美を見たり  
 開がすひく子生一十出隠るなり  
 あく心せぬわわい本人も存なり  
 法親類を所し者近二力曲り者之

元録十七年六月晦日

元禄十一年寅年正月十日

美

昔人金限を新金限と引替ふ事ありて  
限多しとて去年甲子に約し知今も古  
人金限を幾方より由て遠く海外より  
小色政を自由にして引替は成りし事  
しる事生れり存之限を幾引替は成り  
此料を在代及私限を此限に之を

丁越昔人金銀不錢引替は成りし事  
此の差を以て之を在代及私限に  
方より引替は成りし事  
以上

元禄十一年寅年正月十日

元禄十一年寅年正月

御料和紙之用金限引山見之  
下之和紙之用之者

地政下力不暫息又寺社以之  
凡料之代底亦以之地政之  
以之

二月

元禄十四年正月十一日

是

西國中土之界外上之界如之商  
少之金之是之自之在聞之

而後法之統之金之在之在之在

高之之之之之之之之之之之

元之之之之之之之之之之之

地之之之之之之之之之之之

元禄十四年正月十一日

元禄十四年正月十一日

是

銀子之清之場之入之去年之之之

河合吉高の銀子と換ふと習儀に余の  
九百六十石積ふ事と仕り置る事  
之に在場ふ事と申す事と御子次第  
若月禮を相待りし御子次第は小  
高直之高直は仕り置る事と余議  
の上二力曲事勿論のこい事との事  
とてしる事と者より此方より御子  
はりし事と申す事と申す事と者  
此二力曲事と者也

元録 天正己年十月

寶永二乙酉年八月九日

覺

領内より余に取立仕り置る事  
りしが又年數之定かりし方七書付  
一は余の事也

寶永三乙酉年八月九日

寶永二年十月十九日

御前金世間通用金切寸小判  
只今迄為望金之分限此以里向後是  
切寸小判より是方除了る中判  
方限此中より是は但小判折し以是方  
可より後方より是紙方限出し一麻  
望下しと為望金之物  
商賣人より方限此以後は停止  
以上

寶永二年十月十九日

寶永三年戊午六月六日

是

一 近年銀拂庭之由之關方之通用不  
自由相之台付之銀物也 終身之  
此金限此之世間上之金未之有  
法之新法之日事之其公得之不  
是之古法新法入之更在方  
法後之



在江戶下必至用以上納法也二方曰予  
集

- 一 新法令制來法在天下世間之古
- 法一二月習以之在法之教在理
- 一 新法令制來法在天下世間之古
- 法一二月習以之在法之教在理
- 一 新法令制來法在天下世間之古
- 法一二月習以之在法之教在理
- 一 新法令制來法在天下世間之古
- 法一二月習以之在法之教在理
- 一 新法令制來法在天下世間之古
- 法一二月習以之在法之教在理

附古法律在天下世間之古

石之起也必不而一也一也一也一也

寶永三年六月六日

寶永四年丁亥年十月十日

是

- 一 御軍役之由史及之用不也一也
- 古法令制來法在天下世間之古
- 法一二月習以之在法之教在理
- 一 御軍役之由史及之用不也一也
- 古法令制來法在天下世間之古
- 法一二月習以之在法之教在理

少方位軍役之令限之の事並に松小  
一止は遠西の海川段處にて川段  
の美不自覺の向くは段の事なり  
の違ひの向きは代友の事なり川段  
の事なり

一令限段松をく取も有るは松を  
色用したる不置大の事向後松を停  
止する事なりは松をく取も有るは相  
違ひの事なり

一知行不置性の子孫の地味令金子城信  
物ありけりは松をく取も有るは松を  
性方は松をく取も有るは松をく取も有るは  
之松をく取も有るは松をく取も有るは  
書入るは松をく取も有るは松をく取も有るは  
ありは松をく取も有るは松をく取も有るは

寶永四年十月十日

寶永七年壬子年九月廿八日

是

一 大坂之先見達言相觸之色赤也得入念非  
 小段江家之孫母之序一白也用  
 一 河料和成在二年有收細赤方七尺  
 是年之冬之終以種一以代其和成之  
 新之成以一中後了  
 右之成は二在也考也

寶永七年壬子年九月廿八日

寶永七年庚寅年甲午月廿日

後書以 法物以 有衣以上之役人  
 御用見以上之方 有衣以下之役人 是也  
 甲十百石在以上之角之御用物之  
 右之角之御用物之方 中上御用物之  
 右之角之御用物之方 中上御用物之

三六登 増新一少長編上

寶永七庚寅年正月十日

寶永七庚寅年正月十日

一 先年新金並吹置方より先年之任西友担  
物之為兼用不自由之事一は依り

今亦古金より任二吹置方 依り此

とも金し任置及吹置は先年より金子  
之數も減りて先年より金子も増え

今亦小判と分判を少くし形を欲せん  
事

一 吹置判を向後相止る事不致しと判  
置下り

一 新人之吹置は先年より世より出さる事

今亦金と形を金と形を金と形を金と  
形を金と形を金と形を金と形を金と

一 唯今此の金は先年より先年より先年より

一 先年吹置は先年より先年より先年より

勝多の天新人令と云ふ事又通用二件ハ  
 於此に依りて高貴之代ハ在後ハ  
 新入と云ふ事ハ在古今之を推し  
 増し結りて後拂二件ハ但後者方又ハ  
 多智公言に引智はけふハ之れハ先  
 増し之ハ在後以て先二件ハ  
 一 是と述く一人多子取果後者方ハ於此  
 引智ハ後者方より今多子之也一 兼用  
 一 先津場ニ在後

一 今多子ハ何人ハ多子ハ引智ハ在後  
 一 今多子ハ勝子ハ何人ハ在後  
 一 引智ハ在後

一 大判と云ふ事ハ在後ハ在後ハ在後  
 一 引智ハ在後ハ在後ハ在後

以上

寶永七年四月十日

寶永七年六月十七日

臣家方引致之可人言曰  
以執之五系相御以得在  
若之之燕之復原方上  
為胎子以天以上

寶永七年六月十七日

正徳二壬辰年九月七日

新銀吹習之事相止らるる  
後古張元派實永以後に  
も五市より在月江戸は  
揚之事或は之を武  
之は在月少少は仕者  
切り急な少少は仕者

正徳二壬辰年九月七日

正徳二壬辰年十月十日

張 後出趣

上古以来我々の金銀を生く事

之を救ふべくして下へ敷くわが  
心へ事な世の人傳はるる  
らに此ふ

東照宮神代世に始る長七年ふ  
天運に付むりて

神徳に感ししをまこと  
宿ふ心一竹ふ用ち始る

山一幸一物女の始る  
しに倒を中かを

公我も候し敷用し  
いのふあらはるる

空流を成むし  
むしを教ふく

又ふかの資用と  
ししふむり

東照宮の神恩ふ  
寛永年中物ふ

ししむしと

至一々年々小酒米も亦もさ敷  
踐すく然うははをひく一  
年と流万出しく定小すく  
人又推知へき知少くは  
長くは年或異出の中流  
と火災の所小焼うせ武  
園在後災賊の多る其  
一と凡九十餘年の名物  
大なるを蔵り及ふと  
以事一と知少友類く

元流の中一人流の法を改送ら  
永正を月一人流又二を  
尤もとも一人流の  
東照宮の足並一  
及しは少く上高  
小道出さしに  
吾と利を考ふ  
深う粒拍の債を  
一か



貴く金銀の債とて年々小異く  
 形もきつていへば此れ中にも我貴幾  
 代難みふとむりぬ異朝ふして  
 古くもて實貨の品さるるにけりか  
 らしむる事たわく物中たは年々  
 實沙とて紙を以て人々取らるる  
 たりふを併せし先年今も小玉の  
 一も開らばえ深みまの今取らる  
 とてさるるにとも異朝の實  
 沙はかくも好むをさるるにさるる  
 には此の事家業を本付くを財を  
 お年  
 東照宮よりいふ代々の正思ふより  
 以新を存んかた今取の債とさるる  
 様しまた徳物の債とさるるのみと  
 貴を以てし今取の難多し  
 ありしむをさるるに志うれとも財

を主として利を争ひし事ハ二箇の弊の  
弊ひふくむくにあらずのちみ外はしを  
くく人只偏小を懐公和貴族の  
煩とありし事一今もくしと此を論  
とありし事一今もくしと此を論  
とも年々一しり  
和をよれぬ事一はを  
河代の娘の事  
河内をとりし事ハ全流の事とよ

のしり事ハ後抱の價を年々つりし  
こと一て天下の煩減除くこと  
御なき事ハ在るはあ一交や事  
は重しものしり事一近し難き  
事一は定まらずしり事一中  
しり事ハ流の事しり事一  
近しれしことむしり事一  
若し始りしり事一今  
しり事ハ流をむしり事一



此すもいひ近ハより不色申一ハ金の粒  
ニを子を減するをきま 此ハとも此事  
ニ有くは故ふハハ此此ハ又新法のは  
次ハ小を来下りこくま年の有ふと  
しるはあはくは用一ハゆくも成  
の形もあはくは中  
國ハとも此ハ不色此事ハ  
思ふは此ハをいへく新法ハ送り可  
ハ事一此ハ停止せしむるに此上ハ  
あふ名と此の果一ハのいへくあ  
はくはつて事一ハ  
御申此ハをいへく但マ下の有ハ下  
しと不實しすくもあはくは上ハ  
思ふハ此ハ 師決定ハをいへく此ハ  
此事ハいたしハ今ハ何人ハ此の果ハを  
とめしとくハ不ハ一ハ此ハ此ハ此ハ  
此事ハ一ハとも不ハ此ハ此ハ此ハ  
くハ一ハくハ下ハの幾用はくはく

金まもりばかり信じて金一掃  
 上ハカリリノ貴賤相たふなれば我  
 玉人と出いるおふたうとさしゆく金代  
 の後とくノ家とさくきおふくこと  
 るとひとくさ敷實のりもさしひ  
 ともさふおふくことさしひ  
 近頃のきき事々々な工商のたけも  
 相たふはとさふ家のふことさしひ  
 小ふさし近頃のたけもさしひを  
 きのりしも近頃の價にさしひを減て  
 工商のたけもさしひを減て  
 平も金のさしひを減て  
 さしひを減てさしひを減て  
 の減を減てさしひを減て  
 長もさしひを減てさしひを減て  
 ともさしひを減てさしひを減て  
 ともさしひを減てさしひを減て  
 ともさしひを減てさしひを減て

ひつらんふのかりふたうんはしほん  
ふたあ〜〜のふた下のふたのふたを  
所待念をとり〜〜のふたのふた  
ふたをふたのふたのふたのふた  
ふたふた  
東巡官定走〜〜はのふたふた  
〜〜のふた  
所むをふたのふたのふたのふた  
ふたふた〜〜のふたのふた

西徳二在年十月十日

西徳二在年六月十日

近年長崎と附新浪子付と唐舎南  
安島本序度相續もてふふふふふ  
去年大坂附鳴〜〜者もふたふた  
〜〜のふたのふたのふたのふた  
洞谷殺滅のふたのふたのふたのふた  
吹掃〜〜山ふたのふたのふたのふた

或後、徳王も七世に於て、商賣を  
中教も、御旨に由りて、道に於  
て、同州に、下りて、奉りて、  
量、八、前、より、土、粉、も、  
販、り、て、奉りて、相、増、之、  
り、奉りて、奉りて、奉りて、  
三、新、商、賣、奉りて、奉りて、  
大、坂、に、也、一、也、心、も、  
花、後、行、用、之、奉りて、奉りて、  
世、上、に、奉りて、奉りて、  
此、之、也、一、也、心、も、  
也、奉りて、奉りて、  
代、是、紅、紙、に、御、旨、に、  
之、も、中、に、奉りて、奉りて、  
之、も、奉りて、奉りて、

西徳之己巳年六月

西徳四甲午年

其の年中定... 全銀之法元...  
年中... 娘... 京を改ら...  
水の... 先... 品を改ら...  
... 後... 價...  
... 年... 世...  
...  
前代... 娘... 全銀の...  
... 小...

... 世... 後...  
... 全銀の...  
... 世...  
... 京...  
... 品...  
... 後... 價...  
... 年... 世...  
...  
前代... 娘... 全銀の...  
... 小...



神徳も達し一々友を争う事ありて  
 糸小乃の世より正行し一糸張分  
 小之果室の物ともかまり事  
 未紅もよまはれか一争を停止せり  
 是こころの由未なるに礼記の上より  
 所多きも此を不礼脱小  
 所不例曰く一をくまはれしき  
 二千石を分する小の書付をいひ  
 乃はこれに記す 所成はこれに  
 高田代小の事ありて一々の人  
 所は一争しとも争まき先  
 らるる余派の上をいふ令派の  
 果是上長の法のしるゝあ一正家  
 へき事小御定せしことを用ひ  
 川留定争のとはしつゝ一う小  
 別御小あらんかゝる事  
 こと小知れ法におわ  
 高田代 所多しき事不後代と

たゆまをひくくれりてん上は貴族  
貧富高低攢しんはたきくひ定ふとる  
小あやうしと印し終るす不を道  
是は恒りりてきしとふは若一身利國  
を中しんあはんか何れもふしんは  
用は序の事とも仕かしとふあ  
るく

前代の御旨  
る前代に於てはを遠程にのりしり

三下後代との罪人ふりてきしとの事  
意ふし罪を犯さるる者科小行し  
久き事しんはとふしをあらはし  
者

正徳四年年存書

正徳四年年存書

金銀通月と定書

今承る 後月と金銀と承る定書

のしつかりし一五丁を造りしむる去る年  
辰未年より

前代より佐出と河をあらわれ下  
流代迄の事をいふは佐出と上流代は  
公儀に費用よりおの論よりなる事  
陸代近世以来は山よりお出まると  
のへと昔よりかくおせしむるをい  
流の事のみをいふ事しむるは  
たに多くは年月を記し置きたる事

一 今を以て佐出に新銀英を置く事  
元禄七年すくすくの花を古流に  
なると元禄寛永の今を記し置きたる事  
毎申すくすく但元禄寛永の今を記し置きたる事  
公儀の四定おわすくすく其の法のとく  
小人をきかぬ事しむる銀を後月におきか  
せしむる事しむるも同くおわすくすく



一 押料 下以年貢の金銀細々を繰らす  
上納の金銀亦と上納と毎年の金銀  
限後りたる取の勘定し主金銀の  
事と力金銀不任の何色もも別  
名と定むるに在りし  
公儀所用の代金銀として所  
刻名と定むるに在りし金銀も  
取らるべく世に不取らるる金銀  
の法は例に依りし

一 大判の事 元禄年中に改らるる  
其の長の大判小引として  
取らるるに在りし  
公儀所用の代金銀として所  
刻名と定むるに在りし金銀も  
取らるべく世に不取らるる金銀  
の法は例に依りし





増収を以て母の古金 世に小おかし 往古金と稱す 古金と稱す 古金と

只今存する母の古金 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と

古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と稱す 古金と



のしるしを定められぬ

一 孝子等の古紙ハ只と在用の紙ハ捺印捺割増

右よりその古紙世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

只と在用の紙ハ同用紙を同用紙に

右 経符紙ハ別紙古紙に捺印捺割増

左 経符紙ハ別紙古紙に捺印捺割増

附 只と在用の紙ハ凡そ寛永七年以前

の紙は其紙のあり世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

右 別紙ハ一紙の用紙に

一 元祿の銀ハ只と在用の紙ハ捺印捺割増

右 元祿の銀世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

左 元祿の銀世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

一 寛永永徳の紙ハ只と在用の紙ハ捺印捺割増

右 寛永永徳の紙世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

左 寛永永徳の紙世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

右 寛永永徳の紙世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

左 寛永永徳の紙世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

右 寛永永徳の紙世に少くわくに捺印捺割増を其用紙に

古金をを撰らば皆く受用ありき多らん  
 小定免られし所小定中品と受用の  
 浪の事一々を古銀小引くく  
 以上を承おちす小引くかしたく  
 二七承おちす一々別増を定むる  
 けり  
 公儀の費用も存してはくく事古銀  
 の事一々承おちす一々別増を定むる  
 二七承おちす一々別増を定むる  
 有く事一々承おちす一々別増を定むる  
 増の法一々承おちす一々別増を定むる  
 小定免れり  
 公儀の費用も存してはくく事古銀  
 の事一々承おちす一々別増を定むる  
 二七承おちす一々別増を定むる  
 有く事一々承おちす一々別増を定むる  
 増の法一々承おちす一々別増を定むる  
 小定免れり  
 公儀の費用も存してはくく事古銀  
 の事一々承おちす一々別増を定むる  
 二七承おちす一々別増を定むる  
 有く事一々承おちす一々別増を定むる  
 増の法一々承おちす一々別増を定むる  
 小定免れり

正徳に甲午年六月十日

正徳四甲午年五月十日

諸君高田人お望し事申す事

元禄寛永以来金銀の取立高し小遣

用は節法ゆきは世世難き事なり

高田人木様へ金銀此取を

高下し高下の利信を求免は

事一紙のよりし今高田金銀の

取立高し事申す法めし小おし

正徳元禄の事も元禄の事金銀

の事高田人木様へ金銀此取を

高下し高下の利信を求免は

事一紙のよりし今高田金銀の

取立高し事申す法めし小おし

正徳元禄の事も元禄の事金銀

の事高田人木様へ金銀此取を

高下し高下の利信を求免は

事一紙のよりし今高田金銀の



年と月小也付と事し出来りしをて罪  
科一恒りてはひ子行中五をて此の  
而く者密に字數合をことらひ淺の  
未端をくく事至者をいひ及らば  
政をくくくくくくくくくくくく  
方一ハ石搦り地はらりくくくく  
方該事申共と願ふ所はも之をいふ  
者くくくくくくくくくくくく

正徳四甲午年七月晦日

正徳四甲午年八月晦日

文

先法主 任事くくくく上合流吹か  
引替不くわくく引替は目い  
武家方小出聞つとて就武家方の引  
替は女お智未母くくくくくくく  
とも川替取に不逐事くくくく  
任事くくくくくくくくくく  
後代ともは為ふく錢くく世系承

いさくもし 捨矢石之者く 景城出交  
儀之

公儀所費用亦不不顧之

仲如事一之所く 去く 不不 延用之

少起小若 臣家方之 延用 不不 延用之

事一 難 似 未之 切ひて 付不不

他事一 不 宜 初 始 終 出 不 延

主 相 公 得 川 留 力 暫 等 世 席 一 年

五  
月  
廿  
七  
日

正徳四甲午年八月晦日

正徳四甲午年三月

新銭生来々々 朱也 二 江 戶 吳 勝 所 奉 旨

吳 勝 所 奉 旨 之 奉 旨 出 一 一 一 氏 家 矣

所 方 中 以 牙 赤 官 後 之 官 之 官 但 考 年 江

際 日 後 粉 多 出 来 亦 合 旨 一 一 少 力 手 亦 取

合 旨 亦 旨 一 一 旨 旨 一 一 力 月 旨 旨 旨 旨

一 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨

次大月ひらりとくはる

正徳四年年十二月

正徳七年四月廿五

又

一新金沢進出せよ不流布近用と申

東玉の御令を急月之事と申す所不新を

末流出せよ小形家ら千石ものこりと

今迄もいよいよ小形金を

五月より由去年永 後新金味

厚申す次牙の万事と申すも極徳

証と多見の正出後らぬを証書と

旨をおもひ新金味の探ひおく

お用す事小形金事申すの意用

かすし事一遠西へ者及まき細

を不相白得と故と相えむは官村との意

主池の事いふ事及まき大山の百世を

又い流同費人衆者故相白得と云極

金小形金とも小形大形金の二形金は  
習ひて居る所は不仕り事

一 今江戶所中から後出する商賣物  
とも後出の同口下口所より不仕相  
解元禄以来の金銀の身なりは引  
詰り下るなり新金引引詰り解り  
仕向の在方口の新人金銀両方の  
おも換金に細末達一商賣  
物に代りす小新人金銀を扱はす

一 常時後出の由より大小の百位  
在る後出商人未だ未だを二形金

一 後出の由より後出の商賣物の代り  
小判の切符を引詰り何事なく  
此新在の金銀刻印は是より外より  
多少とも新人金銀の由を在批  
いの又元禄金小形金をたくり是  
き引詰り者少なりは後出の商賣  
在商人より引詰り及名主は是



と田車一の山少左方く事小宮一村  
少大士の百姓諸商等々人々能く事  
多くとお公階事

し交御料所は代官に相觸書付事  
達しに紅紙小おりもし名を  
事平海々々阿部豊後守殿平任殿  
左少右の以上

正徳元未年四月古甲

正徳元未年十二月十六日

免

- 一 新金銀進日色行しに就く只と小  
玉く世上一相續る元禄令主教を  
減し依る元禄令主事一と生く  
年丁酉十月を限りしと明年戌  
正月より世上一切停止多  
事
- 一 元禄令主月停止之後に  
武之

遠く東へて一帯の地を留るる所  
此方より引置る如く新令  
小川留の事一制亦多分一陸  
地より一帯の地を留るる所  
先法に如く一帯の地を留るる所  
一形令留るる限も以後留るる  
此法に如く一帯の地を留るる所  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる

右等交出の地を留るる所  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる  
一形令留るる限も以後留るる

享保元丙申年十二月廿日

新録一書

千石以上

千石以下

主人承金多者近

主人承金少者近

右表右側凡諸番次第諸物次第諸役人金量  
醫者小役人近万石以上者金小番後  
際

金量多者近

但與力者近

主人承

金量力近

坊主元見以下

主人承

右之是新海在是地原在是地所今  
所之是重後人一等之是近今之月日刻  
之在是重後人一等之是近今之月日刻  
在殘分八本三庫中今之是重後年

一 賣日一期限辨書時今以時近之是重後  
是又之是重後人一等之是近今之月日刻  
是重後人一等之是近今之月日刻  
以才右判證後九指是下事  
一 極月中淺重後人一等之是近今之月日刻

以本二月一日限之通令一在達筆

以上

三月

享保元西申年三月廿日

新錢壹圓度列紙書付之通令在以此  
組改元英皇萬歲元後通令之書付  
二三日中地不在少人之月下以少公之  
成上組以公之三月申書後以書之

百本正月申人列以通令又少人之月  
以少公之書之以上

三月

福生次郎在馬  
本下通令書

享保二丁酉年三月朔日

通令調之通令千石以上金七五  
千石以下五石以上之書

去十月之通令新錢壹圓度列紙書付之通令在以此  
之通令之通令之書付之通令在以此

字書元金之者人教以書付元金  
所出為人之日下二書以上

元金

福生改印在  
中下法書

享保二丁周年月廿日

元

一新金出來之隨以乾字金也  
留以之付世少不致誤以名教返日減也

依一乾字金通用之事一為自年  
來之亥年迄之今年を限之亥年  
世より通用一切を停止し了

一乾字金通用年數終り停止後  
亦一書或十遠出末く之末川聖相  
孫の力より引留不之新金系川

留一丁事

右之趣之新之元迄下付古者之

元金

享保三戊午年九月

根并之限金具款用之矣停止之旨も  
達之有約の上も右限具之款法之限は  
物は之有不野之限在之云後之  
其之限出限法之限も之同之  
自出之書書之限也之限之限之  
限之在之賞入之限之限之限之限之  
限之在之限之限之限之限之限之  
他之在之限之限之限之限之限之  
下之限之限之限之限之限之限之  
其之在之限之限之限之限之限之  
右之趣之限之限之限之限之限之

九月

享保三戊午年閏十月廿八日

新金限之限之限之限之限之限之  
一金之限之限之限之限之限之限之  
限之限之限之限之限之限之限之

五福の是来亥年を限り乾子大至通  
用停止の依り印後法之を對する  
車股右極の事、小格別、所上、所下、金  
又と給金借金拂戻り金出取等  
くより、定來の印、在、用、法、矣  
左之在、事、後、出、年、

附乾子大至の何事、一、事、一、事、  
一、事、一、事、一、事、一、事、  
一、事、一、事、一、事、一、事、  
一、事、一、事、一、事、一、事、

ハ新金之代り、乾子大至の法  
之の事、一、事、一、事、一、事、

一、金、之、事、一、事、一、事、一、事、  
一、事、一、事、一、事、一、事、

右、之、事、一、事、一、事、一、事、  
一、事、一、事、一、事、一、事、  
一、事、一、事、一、事、一、事、  
一、事、一、事、一、事、一、事、  
一、事、一、事、一、事、一、事、

二、吹息法 依付公教之陸以在自  
義是又在之在也 依付年

附通用法之何換何是月之十九  
中り之得友者成上存之新法之  
何換何是月之十九なり之任人  
厚月限亦厚月方之因之新法之  
何換何是月之十九なり之任人  
後之勝手以之

一 乾亨令元禄令引替之法  
元禄令引替之法  
元禄令引替之法  
元禄令引替之法

一 乾亨令元禄令引替之法  
元禄令引替之法  
元禄令引替之法  
元禄令引替之法

元禄令引替之法  
元禄令引替之法  
元禄令引替之法  
元禄令引替之法



左記七述之割左

寶永詔六割増

一 播磨國在代々

中流之割増

一 出雲國在代々

三 備前國在代々

一 出雲國在代々

一 備前國在代々

一 備前國在代々

右記割合在代々 備前上自合年迄

年迄之六年年迄之三年迄之三年迄之

一 年有八女少由成法是之了之教名教

之定之元極九子年以方之細水

以合流之形合流之也只今迄之

之教亦細之了子年之細水之

勿不形合流之方之細水之了

此中平之細水之也亦之也亦

之始之細水之也亦之也亦

大御所御下御事

一 元禄九年十一月廿九日御事

右様御事此後御事在右様御事

御事御事此後御事在右様御事

了御事

一 年貢御事少御事此後御事

元禄九年十一月廿九日御事

右様御事此後御事在右様御事

御事御事此後御事在右様御事

御事御事此後御事在右様御事

御事御事此後御事在右様御事

御事御事此後御事

一 御事御事此後御事

御事御事此後御事

御事御事此後御事

御事御事此後御事

一 御事御事此後御事

御事御事此後御事

了也一十年山外一修丹の金高  
之所へ新金を所由に注給ふ同く亦  
之新注下り同く也

一 給金注下り十年前後より  
今迄別新金注下りも其令より  
之取上りて一物も亦對し以  
其他の所より入りて新金も亦  
給金注下り給ふ所を同く亦對  
以有りて十年

十年後九十年山外新金注給  
為りて後忽ち中由別後  
今迄新金注下りも其令より  
之取上りて一物も亦對し以  
其他の所より入りて新金も亦  
給金注下り給ふ所を同く亦對  
以有りて十年

一 今力未入用之積金は亦後給  
元後九十年山外亦給ふ同く亦  
銀も亦其令より一十年  
山外亦給ふ所を同く亦對  
以有りて十年

右に色紙を奉り給ふに外に御事  
仰せ給ふに依りて且又新令改め  
御事申上り給ふに御事申上り給  
新令改め給ふに御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給

氏国十好

享保拾貳年十一月廿日

是

乾字令門習い給ふ御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給  
御事申上り給ふに御事申上り給

美月

享保六年壬午之正月

是

元禄以来、水沼中、此之室、根、以、實、  
根、通、用、之、事、ハ、其、世、年、候、ニ、  
當、年、々、々、世、上、色、用、一、切、下、付、停、止、  
右、向、外、根、新、法、ハ、以、等、世、中、  
右、向、外、々、々、  
右、下、付、以、昔、々、々、

小正月

享保六年壬午正月

是

一、乾、字、の、全、通、用、ハ、其、世、年、候、  
去、年、年、々、々、  
此、今、ハ、色、用、ハ、亦、有、之、  
其、世、年、々、々、

ふ。この上は、  
下は、  
川智る。事一

一、  
定規し、  
本定、  
志、  
を、

後、  
有、  
生、  
中、  
有、

世  
の  
女

享保六年 辛酉年六月

是

先司長古金の由りて金入の全目控  
くありしはもと多し一信用名支  
のり方少判の由りて金入の由りて  
一今本全同之由りて金入の由りて  
も少し一信用名支の由りて金入の由りて  
一仕入名支の由りて金入の由りて  
金入の由りて金入の由りて

唯此以外も古今も多し  
金入の由りて金入の由りて  
一信用名支の由りて金入の由りて  
一仕入名支の由りて金入の由りて  
金入の由りて金入の由りて

上  
下

享保八年 癸卯年 二月







右様へ 謹令一別令のく少判  
と云ひ 抄ふむ所を 了るる事  
但法令の 旨を 物に 申判候  
此の 旨に 照らして 申判  
右の 旨に 照らして 申判  
と云ひ 抄ふむ所を 了るる事

方子保正 西平年九月十六日

方子保正 西平年九月十六日

右令に 照らして 申判  
但法令の 旨を 物に 申判候  
此の 旨に 照らして 申判  
右の 旨に 照らして 申判  
と云ひ 抄ふむ所を 了るる事  
但法令の 旨を 物に 申判候  
此の 旨に 照らして 申判  
右の 旨に 照らして 申判  
と云ひ 抄ふむ所を 了るる事

何れも我々もく、何れも百姓も、  
今所を用とて、  
其後、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、

何れも我々もく、  
今所を用とて、  
其後、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、

九月

享保十一 酉年 九月

何れも我々もく、  
今所を用とて、  
其後、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、  
之れも、  
此後、

邦本もふお福に今ふ色用お  
師のしおふの日本今作所ふ  
以川多信ふも習ふとももいふ  
支那くくくくくくくくくくく  
万美河方百姓ふも信ふものも有  
くくくくくくくくくくくくく  
出くくくくくくくくくくくく  
百姓ふ未くくくくくくくく  
以若くくくくくくくくくくく  
支那くくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくく  
存くくくくくくくくくくく  
以新くくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくく

享保二十一年庚午正月十日

一 乾字の令に書主の定年所の在り  
 未中より以後の法令に於ては  
 令法に當りしはも今迄の如く  
 各般も多しは法に依りて  
 未仕に任じたる由に仕るは  
 其の令に當りしは乾字の令に  
 依りて仕るは乾字の令に  
 依りて仕るは乾字の令に  
 依りて仕るは乾字の令に

一 法年有る法に依りて仕るは  
 公取上納の乾字の令に依りて  
 仕るは又法年有る由に仕るは  
 外に仕るは法に依りて仕るは  
 未仕に任じたる由に仕るは  
 其の令に當りしは乾字の令に  
 依りて仕るは乾字の令に  
 依りて仕るは乾字の令に  
 依りて仕るは乾字の令に

二日

享保六年六月廿一日

右田中守左衛門尉

今御浅札差上り申す事は先年札  
差上り申す事は申後白あり札  
差上り申す事は御事御事三結  
申後白あり申す事は御事御事  
申後白あり申す事は御事御事  
申後白あり申す事は御事御事

成六月

享保六年六月廿一日

右田中守左衛門尉今御浅江出向  
御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事

山形制一書之ししありて書由以体  
之と第下と水由の想一と河橋  
丸のりゆ以体生師の所より風守  
之と今一は右河橋の出陣と一は  
切中一は右方ゆはふの上

正徳古く

河所公儀  
神名志  
細田抄  
松尾地

杉政公儀

忠臣伝

享保二十二年十月九日

徳政考

其の七令新令大切之儀  
今採色用し一全同之儀  
今採色用し一全同之儀  
今採色用し一全同之儀

此の御用は... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...  
 御用... 御用... 御用... 御用...



是下... 國... 用... 法... 百姓... 後... 後...

古... 十... 今... 沙... 急...

十

元文元年正月十日

石川智之丞

伊藤孫右衛門

如前

元

一 世に全派中を以て通稱するは

相傳ふくは其の以て全派は此の

一 以て改派は全派中傳ふは

新入るは白く代るは白く

此の如く代るは白く

抄書ありて抄書目録に

石川智之丞は

今名別は

此の如く

を

一 改派は全派中を以て

下川智之丞は

之有改派は

由りて有改派は

海の事

一 河智公今治所人より河智公答ふ  
糸武系承る所にも物由所人  
と在對少く中百河智公

一 河智公今治所人今治所人  
知し河智公今治所人  
河智公今治所人  
河智公今治所人

河智公今治所人今治所人  
河智公今治所人今治所人

河智公今治所人今治所人  
河智公今治所人今治所人

元文元年春年十月

元文元年西暦年十月十日

河智公今治所人今治所人  
河智公今治所人今治所人

一 石川智一 家お智も智一 そのもの  
お集令派流く 石川智一 石  
川智一 石川智一 石川智一  
石川智一

一 石川智一 そのもの 今派の智一  
お法入用令 石川智一 石川智一  
石川智一 石川智一 石川智一  
石川智一 石川智一 石川智一  
石川智一 石川智一 石川智一

いふ所の智一 石川智一 石川智一  
石川智一 石川智一 石川智一  
石川智一 石川智一 石川智一  
石川智一 石川智一 石川智一  
石川智一 石川智一 石川智一

今派の集令 石川智一

後河内

河内智河

河内

河内

河内平目

河内平目

河内平目

河内平目

河内

泉心云云

中川

海保

若

山

河内

若

河内

河内

河内

河内

河内

元文元年丙午六月十日

全張水集公右相智之

一 後河内

泉心云云

一本智河

海保

一 口所

若 部 以 之 所

一 口所 之 所

若 部 以 之 所

一 口所 之 所

若 部 以 之 所

一 口所 之 所

若 部 以 之 所

一 口所 之 所

若 部 以 之 所

一 口所 之 所

若 部 以 之 所

一 口所 之 所

若 部 以 之 所

一 口所 之 所

若 部 以 之 所

口所

此處全注此所皆用

松平 氏 之 所

重 氏 之 所

本 氏 之 所

細 田 氏 之 所

本 氏 之 所

長 氏 之 所

有 氏 之 所

元文元年西暦本年六月十日

号人

一 全借<sup>根</sup>之可<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 費<sup>レ</sup> 之<sup>レ</sup> 事<sup>レ</sup> 今<sup>レ</sup> 次  
如<sup>レ</sup> 此<sup>レ</sup> 之<sup>レ</sup> 後<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 令<sup>レ</sup> 新<sup>レ</sup> 令<sup>レ</sup> 別<sup>レ</sup> 令<sup>レ</sup> 別<sup>レ</sup>  
之<sup>レ</sup> 在<sup>レ</sup> 用<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 之<sup>レ</sup> 之<sup>レ</sup> 以<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup>  
之<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup>  
之<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup>  
之<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup>  
之<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup>

一 少判令自决在以下、相定

白体以在以下、

法<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup>

一 根之取合

白体以在以下、

法<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup>

右<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup> 奉<sup>レ</sup>

元文元年西暦本年六月十日

此公全在以此功者力一以之官力之  
其一也福一也其定也後也止也  
以一以幼來未知以一年在方南年  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後

五月

元文元 丙辰年八月廿日

此公全在以此功者力一以之官力之  
其一也福一也其定也後也止也  
以一以幼來未知以一年在方南年  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後  
其一也其亦以丁其地江河少細河後





少少の金銭を手にした

舟に上り東海舟に乗り山崎の船を待て舟  
甲の船に舟に上り船に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟

元文元年四月十九日

舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟  
舟に上り舟に上り舟に上り舟に上り舟

しんげんお福のふり来し百姓の  
中へ徳春也心切造所し紙に在  
りて村へ下りお早しやうの  
成り社成村へしやうの



